

○銃砲等又は刀剣類所持許可申請等手数料の減免について（例規通達）

令和4年3月29日

例規（生企）第18号

みだしの件について下記のとおり定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第1項に規定する銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料及び銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料（以下「銃砲等又は刀剣類所持許可申請等手数料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるもの。

2 手数料の減免

消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持するときは、山形県手数料条例第4条の規定に基づき、銃砲等又は刀剣類所持許可申請等手数料を免除するものとする。

3 手続

- (1) 手数料を免除するときは、申請書の余白にその旨を記載して決裁を受けること。
- (2) 手数料の免除により県証紙が貼付されない申請書は、県証紙が貼付された申請書と区別して保存すること。